

青森県報

第四千七十二号

平成二十七年
十一月十三日
(金曜日)

目次

告 示

河川が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型の指定	（環境保全課）	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	（高齢福祉保険課）	二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	（障害福祉課）	二
障害福祉サービス事業者の指定	（畜産課）	二
飼料の試験の結果の概要	（道路課）	三
道路の区域の変更	（同）	三
道路の供用の開始	（同）	四
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	（情システム課報）	四
建設業者の許可の取消し	（東青地民局）	五
右 同	（同）	五
右 同	（三八地民局）	五
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可	（上北地民局）	五
土地改良区の役員の就任及び退任	（下北地民局）	六
選挙管理委員会		

告

示

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	（事務局）	六
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	（同）	六
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	（同）	七
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	（同）	七
収用委員会		
公示送達	（監理課）	八

青森県告示第七百九十一号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定に基づき、河川が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型を次のとおり指定する。

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

次の表の水域の欄に掲げる河川が該当する水域の類型を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域の類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

水 域	該当類型	達成期間	指定水域の名称
新井田川（世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの）	生物 A	直ちに	新井田川河口水域
馬淵川（青森・岩手県境より下流）	生物 A	直ちに	
五戸川（全域）	生物 A	直ちに	
奥入瀬川（全域）	生物 A	直ちに	
岩木川（全域）	生物 A	直ちに	岩木川水域
平川（全域）	生物 A	直ちに	
浅瀬石川（浅瀬石川ダム貯水池に係る部分を除いたもの）	生物 A	直ちに	

山田川(全域)	生物A	直ちに	日本海岸水域
大秋川(全域)	生物A	直ちに	
大落前川(全域)	生物A	直ちに	
虹貝川(全域)	生物A	直ちに	
飯詰川(全域)	生物A	直ちに	
中村川(全域)	生物A	直ちに	
赤石川(全域)	生物A	直ちに	
追良瀬川(全域)	生物A	直ちに	
吾妻川(全域)	生物特A	直ちに	
笹内川(全域)	生物A	直ちに	
今別川(全域)	生物A	直ちに	津軽半島北側水域
長川(全域)	生物A	直ちに	陸奥湾西側水域
蟹田川(全域)	生物A	直ちに	
高石川(全域)	生物A	直ちに	

備考

「該当類型」とは、水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年十二月二十八日環境庁告示第五十九号)別表2の1の(1)のイの表に掲げる類型をいう。

青森県告示第七百九十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	指定居宅介護支援事業者
主たる事務所在地	居宅介護支援事業を行う事業所
名 称	所在地
指 定	年月日

株式会社ふぁみりあ	五所川原市大字中泉字田川二〇	居宅介護支援事業所ふぁみりあ	五所川原市大字高野字北原二二	平成二七・一
-----------	----------------	----------------	----------------	--------

青森県告示第七百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス事業者	名 称	障害福祉サービスを行う事業所	廃止年月日
株式会社ユニークアイ	宮城県仙台市若林区木ノ下四丁目七の一〇	アイデンド	十和田市東五番一〇の一七の二	平成二七・〇・三一
	就業移行支援	十和田		

青森県告示第七百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス事業者	名 称	障害福祉サービスを行う事業所	指 定
主たる事務所在地	障害福祉サービスの種類	所在地	年月日	

アイデンド株式会社	八戸市大字廿三日町四三の四小泉ビル	就労移行支援	アイデンド 十和田	十和田市稲生町一三の三五コーポマサーフ	平成二・一
アイデンド株式会社	八戸市大字廿三日町四三の四小泉ビル	就労継続支援A型	アイデンド 十和田	十和田市稲生町一三の三五コーポマサーフ	"

青森県告示第七百九十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
八戸飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	ITOUCHUケエトG	27. 9	粗たん白質、カルシウム、ME、水分	粗脂肪、粗繊維、粗灰分、 無
八戸飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	子豚ヌスター（M）	27. 9	粗たん白質、カルシウム、TDN、水分	粗脂肪、粗繊維、粗灰分、 無
八戸飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	ノーサン印アロイラー肥育後期用配合飼料HノーサンEP仕上用	27. 9	粗たん白質、カルシウム、ME、水分	粗脂肪、粗繊維、粗灰分、 無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい標準配合飼料パワーチックZK後期	27.10	粗たん白質、カルシウム、ME、水分	粗脂肪、粗繊維、粗灰分、 無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい配合飼料たまご工房DX	27.10	粗たん白質、カルシウム、ME、水分	粗脂肪、粗繊維、粗灰分、 無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい配合飼料スベシヤルボークCマッシュ	27.10	粗たん白質、カルシウム、TDN、水分	粗脂肪、粗繊維、粗灰分、 無

第五十六条第一項の規定により平成二十七年九月十日及び同年十月十三日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なほ、その関係図面は、告示の日から平成二十七年十一月十二日及び青森県告示第千七百九十六号の關係図面は、告示の日から平成二十七年十一月十二日及び青森県告示第千七百九十六号の關係図面に掲げられた道路課に備えられた一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国	道 一〇一号	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字砂山一三九の三六から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋字大磯二五の三一まで	前 前	一・〇〇メートルから 四八・四〇メートルまで 六・三〇メートルから 四四・七〇メートルまで	一、八一〇・〇〇メートル 一、八八五・〇〇メートル	
				後	一・〇〇メートルから 四八・四〇メートルまで	一、八一〇・〇〇メートル	

青森県告示第七百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年十二月十二日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道今別蟹田線	東津軽郡今別町大字大川平字深沢一三の七一から 東津軽郡今別町大字大川平字深沢一三の一四二まで	平成二七・一・三
県道八戸環状線	八戸市大字市川町字長七谷地二の一〇六から 八戸市桔梗野工業団地三丁目一の五八五まで	"

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
財務会計オンラインシステム用プリンタ賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年十月二十二日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目一五の三
- 六 契約金額
千三百六十万八千円
- 七 契約の相手方を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日

平成二十七年九月十一日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小倉建設

二 氏名 小倉 秀夫

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字北中野字中坪二二九の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一〇〇三二六号

五 取消年月日 平成二十七年十月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年九月十八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社石戸建設興業

二 代表者の氏名 石戸 一仁

三 主たる営業所の所在地 青森市大字安田字稲森一五三の七

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一〇〇〇二七号

五 取消年月日 平成二十七年十月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年十月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社丸良建設

二 代表者の氏名 及川 公夫

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字尻内町字三条目三の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第八一六五号

五 取消年月日 平成二十七年十月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土場川土地改良区の定款の変更を平成二十七年十月二十九日認可したので、同条第三項の

規定により公告する。

平成二十七年十一月十三日

上北地域県民局長 山田 裕

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、むつ山辺沢土地改良区から、次のとおり役員の新就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年十一月十三日

下北地域県民局長 松宮 隆志

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	白井 二郎	むつ市横迎町一丁目五の六	平成 二七・一〇・一八就任
"	樋山 卯一	新町一の一九	"
"	太田 智	金曲二丁目六の二一	"
"	木村 孝一	金曲二丁目一の一八	"
"	小山内秀治	金曲二丁目一三の七	"
"	室館 義明	大字田名部字上道八七の八九	"
"	齊藤 敏雄	大曲二丁目八の九	"
監事	小山内清秀	金曲二丁目八の三	"
"	高阪 繁	" 六の八	"
理事	白井 二郎	横迎町一丁目五の六	二七・一〇・一七退任
"	樋山 卯一	新町一の一九	"
"	太田 智	金曲二丁目六の二一	"
"	木村 孝一	金曲二丁目一の一八	"
"	小山内秀治	金曲二丁目一三の七	"
"	室館 義明	大字田名部字上道八七の八九	"
"	齊藤 敏雄	大曲二丁目八の九	"
"	齊藤 敏雄	大曲二丁目八の九	"

監事	小山内清秀	金曲二丁目八の三
"	高阪 繁	" 六の八
"	"	"

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
田中茂勝後援会	田中 茂勝	田中 輝一郎	東津軽郡平内町大字東田沢字無沢一の一	平成 二七・一〇・一五
津島淳板柳町後援会	田中 正彦	葛西 幸男	北津軽郡板柳町大字福野田字実田五の二	二七・一〇・一七
下山みつよし後援会	田面木 郁男	館 康人	三沢市大字三沢字中平二六の一三	二七・一〇・一五
田嶋孝安後援会	織笠 石夫	阿部 勝	三沢市南町四丁目三一の三四五三	二七・一〇・一五

青森県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次

の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
山内崇後援会 (佐藤 孝治)	国会議員関係政治団体の区分 公職の候補者の氏名及び公職の種類(第一号)	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成 二 七 年 一 一 月 十 三 日
山内崇政経研究会 (山内 崇)	公職の種類(第一号)	衆議院議員		二 七 年 一 一 月 十 三 日
青森県を愛しよう! 大竹さんと進む私 たちの会 (品川 信良)	主たる事務所の所在地	青森市浪岡福田二丁目一三の八	青森市本町四丁目四の五	二 七 年 一 一 月 十 三 日
山崎みよし後援会 (山崎 豊)	主たる事務所の所在地	三戸郡田子町大字田子田子七〇の三	三戸郡田子町大字遠瀬字新田五〇の二	二 七 年 一 一 月 十 三 日
石橋充志後援会 (齋藤 益弘)	会計責任者	齋藤 斉	乗上 憲	二 七 年 一 一 月 十 三 日

代表者	主たる事務所の所在地	会計責任者	異 月 日 動
沼畑 俊一	三戸郡南部町大字相内字荒屋敷九	齋藤 斉	二 七 年 一 一 月 十 三 日
沼畑 繁	三戸郡南部町大字相内字沢橋八	乗上 憲	二 七 年 一 一 月 十 三 日

青森県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
三上あつし後援会	堀口 榮司	平成二七・一〇・一九

青森県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 月 日 動
		新	二 七 年 一 一 月 十 三 日
		旧	二 七 年 一 一 月 十 三 日

山内 崇	山内崇政経 研究会	主たる事務 の所在地	弘前市大字 文京町七の 二	弘前市大字 萱町三九の 一	平成 二六・八一
------	--------------	---------------	---------------------	---------------------	-------------

収 用 委 員 会

公 示 送 達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十七年十一月十三日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 送達すべき裁決書の名称
平成二十七年十月二十六日付け裁決書（青収委第三十四号）
- 二 送達を受けるべき者
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所
一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他
一の裁決書は、平成二十七年十二月三日をもって送達があったものとみなされま

不明 浜田とくらの相続人	所 在 地
-----------------	-------

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭